

## 国民年金保険料の納め忘れは ありませんか？

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-2332-4171  
保険介護課 ☎2141

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。平成27年度の国民年金保険料額は1ヵ月15,590円です。納めた保険料は「社会保険控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。まだ納付がお済みでない方は、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付してください。

保険料について不明な点がありましたら、広島西年金事務所へ問い合わせてください。

### 国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、所得によって保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市役所保険介護課の窓口で手続きを行ってください。

なお、保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

## 誰もが共に生きる社会を目指して 障害者週間

問い合わせ

福祉課 ☎2146

平成4年の第47回国連総会において、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されました。この日から12月9日までの1週間は、障害者週間です。

障害がある人への理解を深めるとともに、障害がある人がさまざまな社会活動に参加する意欲を向上できるように取り組むことを目的としており、平成16年の障害者基本法の改正により、国民誰もが相互に人格個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指して定められました。

皆さんの周りでも、次のことに気をつけてみるだけで、心のバリアフリーの推進になります。

- 点字ブロックの上に自転車を置いたりしていませんか？
- 床に大きな物を置いて、通路をふさいでいませんか？
- 穏やかな口調で、ゆっくりとていねいに説明していますか？
- 障害者福祉事業所の製品の購入を行っていますか？

障害がある人もない人も、住み慣れた地域で自立して安心して暮らせる社会（共生社会）に向けて取り組んでいきましょう。

## 「おおたけ 暮らしの便利帳」を 発刊しました

問い合わせ 企画財政課 ☎2124

市と株式会社サイネックスが協働で制作してきた「おおたけ 暮らしの便利帳」を発刊しました。

この便利帳は、市内事業者の皆さんの広告費によって制作費がまかなわれています。

「おおたけ 暮らしの便利帳」は、A4版で約80ページ、行政手続きや公共施設の案内のほか、医療情報、観光情報などを盛り込み、生活に役立つだけでなく、皆さんが愛する「おおたけ」について、改めて知ってもらいたい情報を一冊に凝縮したものです。完成した冊子は、12月をめどに市内全戸に無償配布されます。

ぜひ活用してください。

